

検討委員会の公開等の取扱いについて（案）

1. 会議の公開について

本検討会は、原則として公開とするが、非公開情報（試行認証対象となる事業者の機密情報などをいう。以下同じ）を使用して議事を運営する場合など、委員長が非公開とすることが適当と認める場合には、非公開とすることができる。

2. 会議資料の公表について

会議資料については原則として国土交通省ホームページで公表するが、委員長が非公開とすることが適当と認める場合には、非公表とすることができる。

3. 議事要旨の公開について

本検討会については、非公開とされた部分を含め、議事要旨を作成し、国土交通省ホームページで公表するものとする。